

第13回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和元年5月31日（金）10：00～11：10
項 目	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日高委員、松木委員 財政局税務部税制課 大寺係長、田中係長 財政局税務部課税課 徳永係長、佐藤係長 財政局税務部固定資産税課 野上係長、久本係長
事務局	総務局文書館 世取館長、高塚係長
傍聴人	0人
内 容	

地方税の賦課徴収に関する事務について

（税制課）《大寺係長が全項目評価書（案）概要について説明》

本日は、「地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の改訂に伴う審査をお願いしている。

主な変更内容は、令和元年10月から、これまで職員が行っていた業務（事務）を新たに業務委託し、併せて、既存の業務委託を一括集約して契約する予定としている。そのため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の改訂を行っている。

まず、手元の資料の中で、「地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（改定案）の概要について」という、一番上の資料に沿って説明させていただく。

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報というが、行政機関の長（市長）は、特定個人情報の漏えいなどの危険性を自ら分析し、その危険性に対する対策を評価し、特定個人情報を適切に管理することと規定で定められている。これらを実務書に取りまとめ、住民等から意見を聴取し、第三者による点検を受け、その後に公表することが番号法やその他の規定で定められているので、それに基づいて実施をしている。

続いて特定個人情報ファイルとは、マイナンバー（個人番号）を含む個人情報の塊（ファイル）のことを言い、図にあるとおり個人番号と紐付け可能な情報の塊（ファイル）のことをいう。

点検していただく評価書は、「地方税の賦課徴収に関する事務（全項目評価）」になる。この評価書は、平成26年12月に第三者点検を含む当初の評価を行っている。その後は、行政サービスの追加や委託の状況が変わるなどの状況の変化に伴い、再評価を随時実施しており、直近では、平成30年10月に再評価を実施した。

重要な変更にあたるものは、「特定個人情報保護評価に関する規則」「特定個人情報保護評価指針」に規定されており、今回は、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無」が重要な変更となっている。

評価書の主な改訂内容について、税務事務では、令和元年10月から、「賦課関連業務委託」を実施する予定にしているが、委託の中身については（委託範囲のイメージ）の表をご覧いただきたい。

まず、一つ目に、個人市民税の特別徴収に関する業務がある。これまで、主に職員が事務を行ってきたが、令和元年10月からは委託可能な業務について委託化する予定にしている。二つ目と三つ目の、軽自動車税業務と固定資産税業務だが、これは既に委託化している業務

で、一つ目の特別徴収に関する業務とまとめて一つの事業者に委託したいと考えている。これらの賦課関連業務委託のうち、個人市民税の特別徴収業務と軽自動車税業務で特定個人情報を使用することとしている。固定資産税の方はマイナンバーが含まれていないので利用はしないということになっている。

評価書の主な改訂だが、「特定個人情報保護評価書の改訂に係る新旧対照表（重要な部分変更）」をご覧いただきたい。主な変更内容として三点あげている。

まず、一点目が評価書23頁の、今回委託を行う「賦課関連業務委託事業」の追加。この追加に伴い、2番と3番の「データエントリー業務」と「軽自動車税関連事業」の二つが「賦課関連業務委託事業」に集約されるので、項目を削除している。

続いて、今回、新たに委託化を予定している、個人住民税の特別徴収業務について、課税課より説明させていただく。

（課税課）《徳永係長が個人市民税特別徴収業務について説明》

資料の「個人市民税特別徴収業務の一部委託化説明資料」を中心に説明をさせていただきます。

まず、個人市民税特別徴収とはどういうものかということ、個人市県民税は、1月1日現在に従業員である納税義務者の居住する市町村が、賦課徴収を行う。給与所得者については、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給料から個人市県民税を差し引きし、納入しており、この制度が特別徴収である。自営業などその他については、納税通知書で自分で納付してもらっており、普通徴収と呼んでいる。

委託業務内容については、給与支払報告書や公的年金等支払報告、及び給与所得者異動届出書の受付、仕分け、点検、入力、事業所からの電話対応、税額通知書の発送補助などの定型的な業務を想定している。

作業場所については、市役所本庁舎又は現在の業務担当部署が入る小倉北区役所庁舎内において確保したかったが、現状では空きがないため、交通の便が良く、特別徴収係と委託業者のスペースが確保できる北九州テクノセンターへの入居を予定している。

内容については、3のイメージ図で説明させていただく。現状、今回の委託前はどうかということ、東部市税事務所市民税課で特別徴収賦課業務を行っている。今回の委託化により、先述した特別徴収賦課業務の一部の委託業務と、委託業務以外の賦課資料データのアップロード管理や特別徴収税額の収納管理、その他委託対象外の業務に整理することになる。

委託業務内容に含まれる「特定個人情報ファイルの一部」について、業務に用いる賦課資料のうち、「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」等様式中に、個人番号を記載する欄があり、委託業務で入力するなどの利用をする。

個人情報セキュリティについて、給与支払報告書等には当然個人情報が書いてあり、税額通知書も個人情報が記載されたものを発送するため、そのリスク管理について簡単に説明させていただきます。

（税制課）《大寺係長がリスク管理について説明》

資料に記載はしていないが、個人情報に対するリスク管理について、補足説明させていた

だく。

従事場所は戸畑区にある、北九州テクノセンター内に事務室を設置し、業務を実施する予定になっている。当該ビルは、ビジネス用のビルであり、区役所や市役所庁舎のような一般市民の出入りはほとんどない。また、委託事業者の従事場所は通常施錠されており、入退室が記録される仕組みを導入し、課税資料は常時施錠された専用の保管庫で保管することとしている。

従事者に対するリスク管理は、北九州市のセキュリティ管理規定により、あらかじめ委託事業者の個人情報管理に関する規定などを確認することとあわせて、委託事業者と従事者から個人情報守秘に関する誓約書を徴収する規定となっている。また、委託事業者には、年1回など定期的にセキュリティに関する研修などを実施してもらう予定になっている。さらに、今回、実際に、帳票や様式にはマイナンバーを書いたものを取り扱うことになっているので、従事場所に監視カメラを設置することで、従事者に対する事故が起こらないように、実際に事故が起こったときにすぐ分析ができるように、録画したデータの保存も予定をしている。

税務システムや端末のリスク管理についてだが、当該業務委託では、市の職員が利用している税務システムの端末を利用する予定になっている。この端末は、従事者個人に発行するICカードによる認証を行い、端末へのログオンが可能となり、誰がどの端末をいつ利用したか記録される。また、税務システム自体がICカードごとに利用できる権限も管理しているので、誰がいつ、どのデータにアクセスしたかも、すべてログが記録される仕組みとなっている。

このような形で従事場所であるとか、従事者に対するリスク、システム上のリスク管理を徹底して個人情報を守っていこうと考えている。

以上のようなセキュリティ対策を行い、住民の皆様の税務事務に関する個人情報を適切に管理することができるよう、本評価書を改訂した。

以上で、地方税の賦課徴収に関する事務の説明を終了する。

質疑応答

(審査会委員) テクノセンターということは市内の事業者に委託する予定なのか。

(税制課) 一般競争入札で募集中なので市内の業者とは限らない。評価の方法としては一般競争入札。方式としては総合評価方式で行う。通常、一般競争入札だと価格のみでの競争入札になるが、今回は適さないので一般競争入札の中でも総合評価方式という方法を取っている。実際に提案書を出してもらって、セキュリティに対する考え方だとか、実際に従事してもらう環境を評価したうえで事業者を決定していきたい。

(審査会委員) 給与の支払報告書は通常eタックスでしているが、それ以外の書類も含めて業者が管理するのか。

(課税課) 委託業者が、提出された紙ベースの給与報告書やeタックスやCD等を、仕分け・審査した後に、入力業務まで一貫して委託業務とする方向。実際に業務を行ってもらう業者のほうで、データや帳票の保存を一時的にして、一定期間経ったところで市に引き渡してもらい、保管自体は市でやるという形態になる。

(審査会委員) 防犯カメラの件だが、設置や管理の主体はどこが行うのか。

(税制課) 設置・維持の主体は受託事業者。今回の業務の仕様書の中に、監視カメラを設置し、従事者の作業内容の確認や死角の監視、データの一定期間の保存な

どを盛り込んでいる。

(審査会委員) 市役所は業者に対してどんな管理・監督を行うのか。今までこのような委託は全国の市町村でも行っていると思うが、実際の情報漏洩の事例や、その対策はどうしているのか。

(税制課) 業者に対する管理としては定期的に報告をしてもらい、作業場所の随時確認をして、実際に仕様書のとおり実施されているのかを定期的に確認し、報告を受ける予定。また、漏洩事故については、今現在委託しているなかで業者から情報が漏れたということはない。

(審査会委員) 市役所が定期的に報告、確認をするということだが、担当するのは税制課なのか。

(税制課) 今回、複数の業務を委託するが、それぞれの事務の所管課がある。全体の総括として、契約事項は税制課のほうで取りまとめをするが、個々の細かい業務内容に関しては所管課のほうで管理をしていく形になる。

(審査会委員) 最初に、従事場所や従業員からの誓約書の提出、研修などのセキュリティの説明を聞いたが、23 頁を見てみると再委託するとなっている。再委託した場合も同じように研修の実施や誓約書の提出をさせるのか。

(税制課) 実際に再委託が発生すれば全く同じ条件で実施をしてもらう。まだ入札の最中なので、再委託の予定はわからないが、基本的には発生しない想定ではある。ただ複数の業務を委託する関係で、データエントリーに関する部分だけは、受託した業者によっては再委託する懸念もあったので、記載をしている。再委託する場合は受託業者から書面で申請をもらい、同じ条件を負荷した上で承認をする。

(審査会委員) 再委託先がテクノセンター以外の場所の可能性もあるのか。

(税制課) データエントリーということであれば、それ以外の場所になることもある。再委託しなくても受託者自体が別の場所で行いたいとの申出があれば別の場所になる。委託事業自体は市が指定する場所及び受託するものの管理している事務室というかたちで受託をお願いする。

(審査会委員) その場所もテクノセンターと同じ条件となるのか。

(税制課) そのとおり。

(事務局) 二点確認したい。一点は手続き的なことだが、あらかじめ公示して広く住民の意見を聞くということになっているが、どういった形で行ったのか。もう一点は委託の部分で、今までは軽自動車税と固定資産税だったが、今回は特別徴収も委託して、三つを一つにするということだが、実際これを受けられる事業者というのは限られるのではないか。また、一つに集約することで、万一事故があった場合に重大な事態につながりかねないと思われるが、複数をもとめるメリット・デメリットをどうやって点検したのか。

(税制課) 今回、広く意見を聞くということで、3月22日から4月22日の約1ヶ月の間に、パブリックコメントの方式をとって、市のホームページや区役所、出張所に評価書を設置して意見を募集したが、意見はゼロであった。

事業者についてだが、今回4月の初めに公告をしたが、仕様書を読んで手を挙げたのが5事業者。入札の直前で1社辞退したので、4社で入札選定の作業中。また複数の業務をまとめることについてだが、市は業務改善ということで、事務の改善を目標に検討を進めている。メリットとしては一つの業

者にまとめることで、契約に係る事務などが一括してできるので、効率的に委託が図れるのでは、ということで集約をしている。デメリットとしては、複数の業務や情報が一ヶ所にあつまっているのも、何か事故があったときに影響が大きくなるのではという心配はある。それについてはリスク管理の対応をしっかりと取っていききたい。

(審査会委員) データのバックアップは業者が管理するのか。

(税制課) 実際には、個人個人の課税資料になる、給与支払報告書等の資料は、委託業者に集まる。それを市の管理する市税システムに随時入れていく。登録してデータが出来上がるまでは一時的に業者が管理するが、最終的には市が管理する。

(審査会委員) 国やどこの市町村も委託に出す方向で行くと思うが、その中で良い業者を選ぶのは難しくなると思う。いったん出すことによって、今後の人口減により人手不足から業者自体がなくなったとき、また市に戻せないのでは、と考えたら、危うさを感じる。

(税制課) そこについても考えている最中だが、税務部全体での意見はできあがっていないが、今回我々が考えている委託事業はどこの自治体も考えている。政令市では早いところでは2、3先進的に進めているところもあって、そこを追いかけるかたちで北九州市も実施していく。業者自体も全国的に展開している業者から、地元に着している業者まで応募している。今後、就労人口の減少の問題等にも直面するが、効率的な行政を目指していくために、委託化することで事務の整理整頓ができ、業務を細分化することで事務の見直しがスムーズにできるという側面がある。委託の仕様書にも入れているが、事務の見直しを行って、数年後には効率的な、もっと小さい委託になるように、業務の見直し自体を併せて行うようにしている。委託を継続的にしていくのではなく、中身を見直しながら効率的になるように委託のかたちを変えていきたいと考えている。

(審査会委員) うまくいけばいいが、市の担当者は次々に変わるのではないか。

(税制課) 理想的なことを言っているが、組織的にはまだそこまでは行きついていないので、今後努力していかないといけない。

組織的には業務を全て委託するわけではなく、中枢的なところは市が管理していく。マニュアルもきちんと作らせる。万が一、業者が変わったら、それも引継がせる。それは仕様書にうたっている。

(審査会委員) 個人情報保護法との関係で、委託先への個人情報の提供は法的には問題ないが、委託先から再委託先への個人情報の提供は適法性に問題はないのか。その根拠は何か。

(税制課) 問題ないという認識。北九州市セキュリティ管理規程でうたっている。

(審査会委員) セキュリティ管理規程というのは市の内部の規定であって、市民はわからない。一般的にはホームページなどに個人情報取扱の指針というのをうたっていることが多いようだが、そこはどうなっているのかを確認してほしい。

(税制課) 問題ないという認識でいたが、根拠については即答できない。

(審査会委員) 先ほど人手不足の話が出ていたが、再委託先の従業員のチェックは誓約書だけで十分なのか。悪意を持った人間や、スパイのような、日本の法律の及ばない所に逃げてしまうような人間が入ってくる可能性はないのか。

- (税 制 課) セキュリティに関することや、個人情報保護に関することは受託業者に義務を負ってもらうようなかたちになっているが、人の管理については複数のリスク管理をしているが、そこは事業者のほうに責任をもって、教育・管理してもらう。
- (審査会委員) パブリックコメントがゼロというのは何回か聞いたが、市民に伝わっていないのではないか。今回に限らずきちんとコメントがもらえるものはないのか。
- (税 制 課) 市政だより等にパブリックコメントを募集していると掲載して、区役所や出張所においても周知はしているが、あまり意見をもらえるまでにはいたっていないのが現状。この評価書も数回改訂を行ってきたが、問い合わせも一度もきていない。
- (審査会委員) SNSでの周知は出来ないか。
- (税 制 課) 周知の方法については、担当している広聴課とも協議していきたい。

意見聴取終了

- (審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「地方税の賦課徴収に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。なお、当審査会としては特定個人情報保護の観点から、市の委託先及び再委託先に対する管理・監督を適切に実施することを要望する。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。